

令和4年10月13日
土木部 建築住宅課
山田 (内線 5304)
直通 076-225-1778

令和4年度 違反建築防止週間の実施について

本週間は、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深めて、違反建築の防止を図ると共に、建築基準法が定める諸手続きの徹底を周知することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資する事を目的としている。

1. 期 間

令和4年10月15日(土)～10月21日(金)(全国一斉)

2. 実施内容

(1) 一斉建築パトロール

石川県各土木総合事務所(建築課)や金沢市など特定行政庁が、一戸建て住宅や共同住宅が密集する地域、あるいは建築活動が活発な地域においてパトロールを行い、無確認着工の防止の徹底、完了検査の周知徹底のための啓発、建築基準法順守の周知を行う。

○公開パトロールを下記の通り、実施します。

日 時 令和4年10月18日(火) 14時30分より

場 所 羽咋市島出町1番 地内

対象建物 木造戸建て住宅

実施者 石川県土木部建築住宅課、石川県中能登土木総合事務所建築課
(一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会

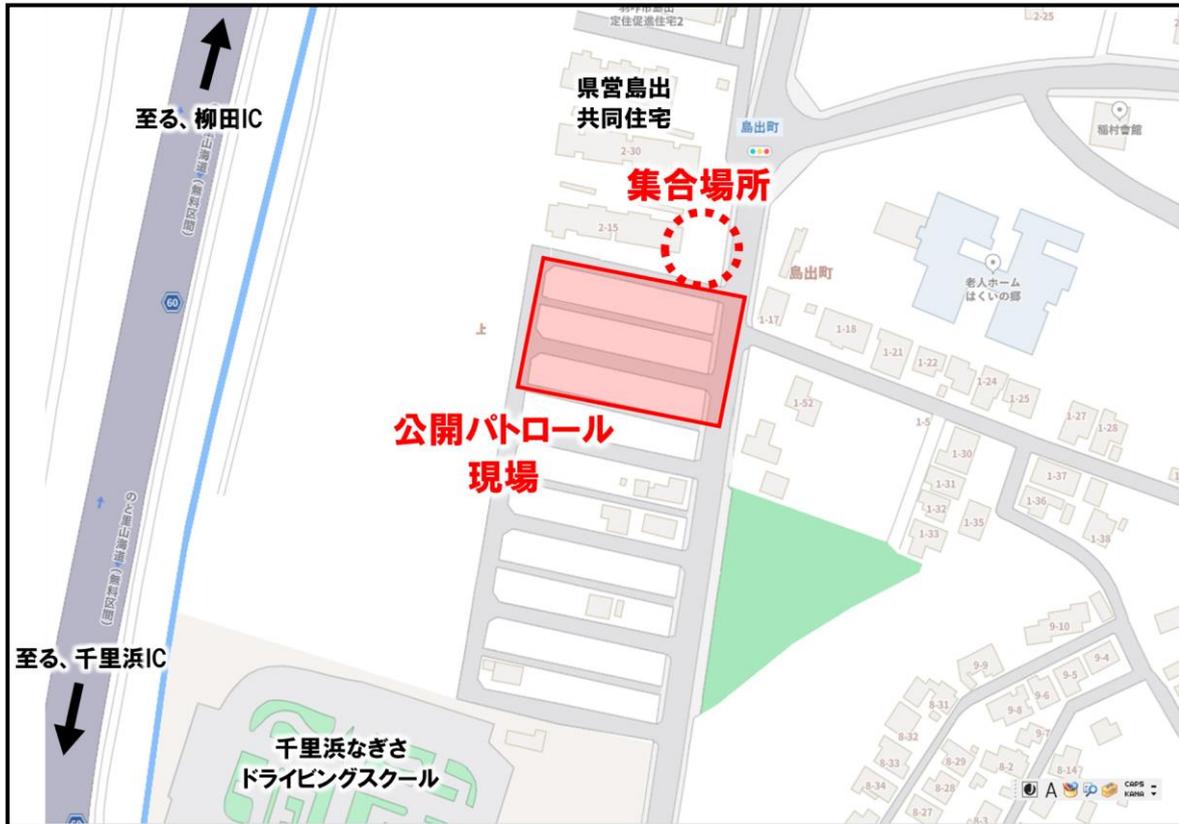
※報道関係の方は、県営島出共同住宅 駐車場(別図参照)にお集まりください。

(2) ポスターの掲示

違反建築防止週間周知用のポスターを、県内特定行政庁、土木総合事務所に掲示。

別 図

令和4年度 違反建築防止週間 公開パトロール集合場所
集合場所（県営島出共同住宅 駐車場）



■ 実施日時 令和4年10月18日（火）14時30分から

- ・ 公開パトロールは、戸建て木造住宅の配置、外観、内部の確認を主に行います
- ・ 報道関係の車両は県営島出共同住宅駐車場に駐車できます。
- ・ 住宅内部及び個人が特定できる工事看板等の撮影は絶対にしないでください。周辺には既に完成し、入居している住宅も数多くありますので、住民のご迷惑にならないようにご配慮願います。